

# 経済要録

## 国内

### ◆大蔵省、「円高是正のための海外投融資促進対策について」を公表

大蔵省は、8月2日、「円高是正のための海外投融資促進対策について」を公表した。その内容は以下のとおり。

最近の為替市場では、年初来の大幅な円高・ドル安を是正する動きが見られるものの、依然として、経済のファンダメンタルズから正当化されない円高・ドル安が続いている。これは、我が国の経常収支黒字が着実に減少しているにもかかわらず、我が国からの海外への投融資が十分回復していないことによると考えられる。

現在の為替相場は、4月25日の7か国蔵相・中央銀行総裁会議で合意され、ハリファックス・サミットでも再確認された、「秩序ある反転」の過程にあると考えられ、こうした流れをより確かなものとし、一層の円高・ドル安是正を進めるためには、我が国からの海外への投融資を促進することが極めて重要であると考えられる。

こうした問題意識に立って、大蔵省は、以下の施策を実施することとした。

大蔵省としては、これらの施策の実施による我が国からの海外投融資の促進に努めるとともに、引き続き関係各国と緊密に強調しつつ、円

高・ドル安の一層の是正に努めて参りたい。

#### 記

#### 1. 機関投資家等による海外投融資の促進

- (1) 保険会社の外貨建対外貸付を解禁する。
- (2) 保険会社の円建対外貸付に関するいわゆる50%ルールを撤廃する。
- (3) 非居住者ユーロ円債の還流制限の完全撤廃を即時に行う。
- (4) 機関投資家等の保有する外債について、以下の評価方法を認める。

① 米国債について、従来の原価法のみによる評価から、日本国債と同様に、原価法と低価法の間での選択を可能とする。

② 上場債の評価に関する原価法・低価法の選択を、円貨建て・外貨建ての別に行うことを可能とし、非居住者発行ユーロ円債に対する原価法の適用を容易にする。

なお、為替相場の著しい変動があった場合の外債の評価損の取扱い（いわゆる15%ルール）については、各社の判断に委ねているものであることを確認する。

- (5) 外国為替公認銀行に対する持高規制の緩

和により、銀行の円投入外債投資を促進する。

## 2. 公的機関による資金協力の推進

公的機関による1,200億ドルの資金協力計画を引き続き推進することとし、以下の措置を行う。

- (1) 構造調整融資への積極的な取り組みを行う。
- (2) 日本輸出入銀行のアンタイト・ローンの融資対象国の範囲を拡大するとともに、外貨貸付の旺盛な需要への対応を行う。
- (3) 海外経済協力基金の円借款の年次供与国の範囲を拡大するとともに、案件形成促進調査等の一層の充実を図る。
- (4) 公的機関による外国債連用を引き続き推進する。

## 平成8年度概算要求基準

(単位 億円)

区 分	8 年 度 要求基準額	7 年 度 要求基準額
1. 経常的経費の減額	△4,500	△4,400
2. 投資的経費の増額 うち公共投資重点化枠	4,800 3,000	4,600 3,000
3. 経常的経費の増額 経済発展基盤・学術研究 臨時特別加算	1,400	—
4. 例外事項増加額	16,600	17,800
(1) 人 件 費	3,830	4,790
(2) 年 金 成 熟 化	8,450	9,900
(3) 政府開発援助	780	820
(4) 石油税財源の特会繰入	380	290
(5) 国際条約の歳出化	3,160	2,000
5. 原則要求基準額(1+2+3+4)	18,300	18,000
6. 特殊要因加減算額	△ 400	1,700
7. 要求基準額(5+6)	17,900	19,700

(注) 以上のほか、「社会資本整備特別措置法」による事業に係る要求については、昨年同様、13,000億円とし、その内訳は、公共事業12,300億円、民活事業700億円とする。

## ◆平成8年度一般会計予算の概算要求基準について

政府は、8月4日、平成8年度一般歳出の概算要求基準を閣議了解した。

今次概算要求基準では、「投資的経費」について、7年度に続いて設置された「公共投資重点化枠」を含め、6・7年度同様、前年度当初予算比+5%としている一方、「経常的経費」(年金、人件費など削減対象外経費を除く)については、前年度当初予算比△10%を原則とし、このうち一般行政経費は同△15%の削減率とした。このほか、「経済発展基盤・学術研究特別加算」(1,400億円)を新設、全体では前年度当初予算比+4.2%(7年度同+4.8%)となった。

概算要求基準の概要は以下のとおり。

## ◆コスモ信用組合の破綻処理について

東京都は、8月28日、コスモ信用組合の破綻処理について、大蔵省、日本銀行、関係金融機関等関係者の間で、処理スキームに関し基本的な合意を得るに至った旨を発表した。処理スキームの概要は以下のとおり。

1. コスモ信用組合における資産は、正常資産が2,250億円であり、不良債権は、回収可能な延滞債権が1,300億円、回収不能と思われる債権が2,500億円である。

この不良債権のうち、150億円は、自己資本をもって償却する。

また、回収可能な延滞債権1,300億円は、(社)東京都信用組合協会内に設置されている債権回収機関に有償譲渡する。

2. 上記の処理を終えたうえ、コスモ信用組合は東京共同銀行に業務の全部を譲渡し、解散する。

3. 東京共同銀行に対しては、下記関係者が資金贈与等の財政支援を行い不良債権の償却を図る。

- (1) 日本銀行
  - ・収益支援 200億円程度
- (2) 預金保険機構
  - ・資金援助 1,100億円程度
- (3) コスモ信用組合への貸付金融機関
  - ・貸付債権放棄 630億円  
(貸付額の60%相当額)
  - ・収益支援 220億円
- (4) 信用組合業界
  - ・資金贈与 180億円
- (5) 泰道前理事長及びエスエスグループ
  - ・贈与 5億円+ $\alpha$  (支援を要請中)

4. 東京都及び(社)東京都信用組合協会は、債権回収機関に対して、下記の財政支援を行い、債権回収の促進を図る。

- (1) 東京都
  - ・資金援助 200億円
- (2) (社)東京都信用組合協会
  - ・資金援助 20億円

## ◆木津信用組合および兵庫銀行に関する総裁談話について

日本銀行は、8月30日、以下の内容の総裁談話を発表した。

### I. 木津信用組合問題について

1. 本日、木津信用組合に対し、監督官庁である大阪府は、同信用組合の資産内容の悪化等により今後の事業の継続が困難になったとの判断に基づき、業務の停止を命じた。但し、預金の払戻しについては、満期未到来の定期性預金及び1億円以上の大口債務を負った預金者の債務相当額の定期性預金の払戻しを除き、引き続きこれを認めることとされている。

併せて、大阪府からは、同信用組合の今後の処理については、預金者の保護・地域の信用不安の回避を図ることを第一に、大蔵省・日本銀行とも相協力し、処理方策の早急な取りまとめを行いたいとの意向が表明された。

また、大阪府からは、かかる事態に至った経営責任を明確にするため、同信用組合の花崎一郎理事長及び鍵弥實理事長は辞任する予定と聞いている。

2. 日本銀行としては、金融機関が破綻に陥った場合には速やかに対処することが、わが国金融システムの一刻も早い機能回復につながるとの考え方から、同信用組合については、いたずらに処理を先送りすることなく、善意の預金者の保護及び信用秩序の維持を図ることを基本として、大阪府に

よる抜本的な処理方策の早急な取りまとめに大蔵省とともに協力していく所存である。

この間、預金の払戻し資金が不足する場合には、日本銀行法第25条に基づく融通を行う等、所要資金の確保に万全を期す所存である。

3. なお、業務停止期間中、手形・小切手について、手形交換所規則に基づき、銀行取引停止事由に当たる不渡り処分とならない取扱いがなされることになっている。

また、今回の措置により木津信用組合の健全な取引先に重大な支障が生じないように、大蔵省より政府系中小企業金融機関に対し、適切な支援・協力をを行うよう要請されたところである。

## II. 兵庫銀行問題について

1. 兵庫銀行は、かつて本体および関連ノンバンクともども積極的な業容拡大を図ったところ、いわゆるバブルの崩壊の下、資産内容の悪化に直面した。こうした中、同行では平成5年6月の経営体制刷新以降、経営再建に向けて自助努力を重ねてきたが、①不動産市況の低迷持続等に、阪神・淡路大震災の影響が加わり、資産内容がさらに悪化し、②資金繰りにも困難を来す状況となったことから、今般、同行より今後の業務継続は困難であるとの報告を受けたところである。

2. 日本銀行としては、こうした事態に対して、兵庫銀行の経営の現状を明らかにするとともに、今後の対応方針を示し、速やかに問題の解決を図ることが、わが国金融シ

ステムの安定確保のうえで極めて重要であると考える。

このような考え方から、日本銀行としては、わが国金融システムに対する内外の信認維持、ならびに兵庫県地域における金融・経済取引の混乱回避や震災復興のための金融の円滑化にも十分に配慮して、大蔵省をはじめ地元や金融界の方々と協議のうえ、以下の諸点を軸とした抜本的な処理方策を早急に固め、実行していく所存である。

### (1) 兵庫銀行の処理

- ① 兵庫銀行は清算する。
- ② 関連ノンバンクについても法的整理を行う。
- ③ 現在の経営陣は破綻処理終了後速やかに全員退陣する等、経営責任の明確化を図る。
- ④ 従業員についても銀行の清算に伴い、雇用関係は終了する。

### (2) 新銀行の設立

前記のとおり兵庫銀行は清算するが、兵庫県地域の金融・経済取引の円滑化、とりわけ震災復興のための金融の円滑化の要請に応えていくために、これまで兵庫銀行が果たしてきた金融機能は存続させる必要がある。そこで、新たに民間出資を基本とする銀行を設立し、新銀行は早期に兵庫銀行から営業の全部を譲受ける。新銀行は県外の営業の整理・合理化に努めつつ兵庫県地域を中心とする新たな地域金融機関として業務を行っていく。なお、新銀行の従業員については、新銀行は兵庫銀行の賃金水準より低い水準に

において、必要な人員を兵庫銀行の従業員から再雇用する。

(3) 不良債権の処理

- ① 不良債権は新銀行が引き継いで回収に全力を尽くす。
- ② 不良債権から生ずる損失の処理については、兵庫銀行の自己資本の全額取崩し、預金保険機構からの資金援助により行うとともに、不足額については新銀行が徹底した経営合理化を行いつつ概ね10年間で処理する。

(4) 日本銀行の対応

新銀行設立の際、民間からの出資だけでは資本的基盤が不十分な場合には、日本銀行として、日本銀行法第25条に基づき必要な信用補完を行う。

3. また、兵庫銀行は新銀行に営業譲渡するまでの間、通常どおり預金、貸出、決済等の営業

を継続するが、日本銀行はこの間の営業継続に必要な流動性を供給すべく日本銀行法第25条に基づき所要資金の融通を行うこととした。

Ⅲ. 金融システムの安定確保のために

先の東京協和・安全信用組合、コスモ信用組合に続き今回、木津信用組合の経営問題についても抜本処理を行うこととし、また兵庫銀行についても新銀行設立等により今後問題の抜本的解決を図ることとなったが、こうした問題に対して早期に対応することが、わが国金融システムの安定維持のために必要不可欠である。

日本銀行としては、金融システムの安定維持という日本銀行に負託された極めて重要な責務を全うすべく、今後とも状況を的確に判断しつつ、確固たる対応を図っていく所存であるので、木津信用組合ならびに兵庫銀行の預金者、市場関係者を始め、国民各位のご理解とご協力をお願いしたい。

◆現行金利一覧 (7年9月18日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期	( )内 前回水準
公定歩合			
・商業手形割引歩合ならびに国債、 特に指定する債券または商業 手形に準ずる手形を担保とす る貸付利子歩合	0.5	7.9.8	(1.00)
・その他のものを担保とする 貸付利子歩合	0.75	7.9.8	(1.25)
短期プライムレート	1.625	7.9.14	(2.0)
長期プライムレート	3.0	7.9.13	(2.7)
政府系金融機関の貸付基準金利			
・日本開発銀行	3.25	7.7.14	(3.65)
・中小企業金融公庫、国民金融公庫	3.25	7.7.14	(3.65)
・住宅金融公庫	3.25	7.7.14	(3.60)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	3.15	7.7.14	(3.55)
(期間5年~7年)	3.20	7.7.14	(3.60)
(期間7年以上)	3.25	7.7.14	(3.65)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート (実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

◆公社債発行条件 (7年9月18日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債(10年)	応募者利回り(%)	<9月債> <u>3.264</u>	<8月債> 2.863
	表面利率(%)	<u>3.3</u>	3.0
	発行価格(円)	<u>100.27</u>	101.06
割引国債(5年)	応募者利回り(%)	<9月債> <u>2.824</u>	<7月債> 2.473
	同税引後(%)	<u>2.280</u>	2.000
	発行価格(円)	<u>87.00</u>	88.50
政府短期証券(60日)	応募者利回り(%)	<9月13日発行分~> <7月31日発行分~> <u>0.374</u>	0.625
	割引率(%)	<u>0.375</u>	0.625
	発行価格(円)	<u>99.9384</u>	99.8973
政府保証債(10年)	応募者利回り(%)	<9月債> <u>3.333</u>	<8月債> 3.000
	表面利率(%)	<u>3.3</u>	3.0
	発行価格(円)	<u>99.75</u>	100.00
公募地方債(10年)	応募者利回り(%)	<9月債> <u>3.346</u>	<8月債> 3.013
	表面利率(%)	<u>3.3</u>	3.0
	発行価格(円)	<u>99.65</u>	99.90
利付金融債(3年物)	応募者利回り(%)	<9月債> 1.400	<8月債> 1.400
	表面利率(%)	1.4	1.4
	発行価格(円)	100.00	100.00
利付金融債(5年物)	応募者利回り(%)	<9月債> <u>2.100</u>	<8月債> 1.800
	表面利率(%)	<u>2.1</u>	1.8
	発行価格(円)	100.00	100.00
割引金融債	応募者利回り(%)	<9月後半債> <9月前半債> <u>0.502</u>	0.755
	同税引後(%)	<u>0.411</u>	0.623
	割引率(%)	<u>0.49</u>	0.74
	発行価格(円)	<u>99.50</u>	99.25

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。  
2. 利付金融債については募集債の計数。

## 海外

### ◆ブンデスバンク、公定歩合を変更

ドイツ・ブンデスバンクは、8月24日の中央銀行理事会において、公定歩合およびロンバートレートを以下のとおり引き下げることを選定した（8月25日実施）。本件に関し、ブンデスバンクは、「マネーサプライの伸びの低い状況が続いていることが今回の利下げの重要な要因」とのプレスリリースを発表した。

公定歩合	4.00 → 3.50%
ロンバートレート	6.00 → 5.50%

### ◆欧州各国中央銀行、政策金利を変更

ドイツ以外の欧州各国の中央銀行は、以下のとおり政策金利を変更（（ ）内は実施日）した。

フランス銀行	(8月31日)
5~10日物現先オペ金利	6.50 → 6.15%
スイス国民銀行	(9月22日)
公定歩合	2.5 → 2.0%
オランダ銀行	(8月25日)
債券担保貸出金利	3.75 → 3.50%
ベルギー国立銀行	(8月23日) (25日)
公定歩合	4.00 → → → 3.50%
高率適用金利	8.75 → → → 8.00%
中心金利	4.45 → 4.40 → →
限度内貸出金利	5.70 → 5.65 → →

(8月30日) (9月6日) (13日) (20日)

公定歩合	→ → → → → → →
高率適用金利	→ → → → → → →
中心金利	4.30 → 4.20 → 4.15 → 4.10%
限度内貸出金利	5.55 → 5.45 → 5.40 → 5.35%
オーストリア国民銀行	(8月25日)
公定歩合	4.00 → 3.50%

### ◆フランス銀行、金融政策理事会理事にマルシェリ氏就任

フランス内閣は、8月23日、1名分が空席となっていたフランス銀行金融政策理事会（定員9名）理事に、マルシェリ氏（前・退職年金基金<AGIRC>総裁）の任命を選定した。同ポストの任期は9年と定められているが、マルシェリ氏の場合は前任のサパン氏（現・アルジャンタン・シュール・クルーズ市市長）の残り任期を引き継ぎ、7年半となる。

### ◆フランス、アルチュイス新蔵相就任

フランス政府は、8月25日、マドラン蔵相の辞任を受理、新蔵相にアルチュイス氏（現・経済開発・計画大臣）を任命した。マドラン蔵相は、民間に比べて優遇されている公務員の退職年金制度とRMI（社会復帰のための最低所得

保証) 制度を批判した責任をとり辞任した。

アルチュイス新蔵相 (Jean Arthuis、50歳、フランス民主連盟 < U D F > 所属) の主な経歴は次のとおり。

- 1944年 マイエンヌ県 (フランス北西部) 生まれ  
ナント商業専門高等学校、パリ政治学院卒業
- 71年 マイエンヌ県シャトーゴンティエ市長
- 86年 社会問題・雇用相付き閣外大臣 (職安の改革問題を担当)
- 87年 消費・公正取引問題担当閣外大臣 (消費者保護を担当)
- 95年 フランス民主連盟・中道民主派 (U D F - C D S) 副総裁、経済開発・計画大臣

### ◆ イングランド銀行、副総裁にデービス氏就任

イングランド銀行では、9月11日、副総裁にデービス氏 (前・英国産業連盟会長) が就任した (任期5年)。イングランド銀行では3月21日にペナント・リー前副総裁が私生活上の問題で辞任した後、3月27日にクイン理事が副総裁を代行していた。デービス氏の就任は4月24日に英首相官邸より発表されていた。

### ◆ 韓国銀行総裁辞任

韓国銀行では、8月19日、金明浩総裁が辞任し、後任として、同24日、李経植元副首相兼経済企画院長官が就任した。

### ◆ 香港政庁、1995年成長率見通しを下方修正

香港政庁は、8月25日、民間消費支出の伸び悩みや民間建設投資の増勢鈍化を理由に、1995年の経済成長率見通しを下方修正した (前年比 +5.5% < 本年5月時点 > → 同 +5.0%)。

G D P の内訳をみると、輸出が高い伸びを続けていることから民間設備投資を上方修正している一方、地価の下落を背景に、民間建設投資および民間消費を下方修正している。

また、物価については、食料品価格が高止まり、輸入物価も上昇するものの、このところの労働需給の緩和によりサービス価格の上昇テンポが幾分鈍化するとして、当初見通し (前年比 +9.0%) を据え置いている。

1995年実質GDP成長率見通し

(前年比 %)

	1994年		
	実績	5月時点	8月時点
実質 G D P	5.4	5.5	5.0
民間消費	6.4	5.0	3.5
固定資本形成	13.4	10.1	10.9
民間設備投資	15.5	14.1	18.1
民間建設投資	18.0	3.0	1.5
輸出	10.2	13.9	13.9
輸入	13.6	13.3	13.7
C P I	8.6	9.0	9.0

### ◆ インドネシア、第6次5か年計画の経済成長率を上方修正

インドネシアのスハルト大統領は、独立記念日前日の8月16日、恒例の国政演説を行い、



第6次5か年計画期間（1994年4月～99年3月）中の経済成長率を年平均6.2%から7.1%へ、計画終了時点での1人当たりGDPを1,020ドルから1,280ドルへそれぞれ上方修正した。

また、この中で、5か年計画の目的が全国民

の社会的公正の実現にあり、経済開発の過程で貧富の差など社会的なひずみの拡大に留意せねばならないことを強調するとともに、農業開発、経済の脱石油依存の促進、健康・福祉の増進、教育の普及に注力する旨を表明した。